

年金生活者支援給付金の請求について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、消費税率引き上げ分を活用し、年金に上乘せして支給されるものです。

給付金を受け取るには年金生活者支援給付金請求書の提出が必要ですので、次のように手続きをお願いします。

☎日本年金機構高梁年金事務所 ☎21・0570 / 市民課 ☎21・0252

支給要件(各給付金の支給要件をそれぞれ全て満たしている人が対象)

老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ② 請求する人の世帯全員の市民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が88万1200円(※1)以下

障害年金生活者支援給付金

- ① 障害基礎年金を受けている
- ② 前年の所得額が「472万1000円(※1)+扶養親族の数×38万円(※2)」以下

遺族年金生活者支援給付金

- ① 遺族基礎年金を受けている
- ② 前年の所得額が「472万1000円(※1)+扶養親族の数×38万円(※2)」以下

※1…令和4年10月から前年の所得基準額が変更されます。
 ※2…この金額は扶養親族によって変動します。

請求手続きの流れ

- ① 年金生活者支援給付金請求書に必要事項を記入して、年金事務所に提出する(郵送も可)。請求書は年金事務所、市民課、各地域局に備えています。これから年金を請求する人は、年金の請求書と一緒に提出してください。
- ② 審査結果の通知が日本年金機構から届く。
 ※年金の請求書と併せて提出した場合、審査結果は年金証書送付後に送ります。
- ③ 給付金が支払われる月の中旬に日本年金機構から振込通知書が届く。
- ④ 通知書に記載のある給付額が支給される。

※給付金の支払いは、原則、2カ月分を翌々月中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途支払われます。(例 6月～7月分を8月中旬の年金支払日に振り込み)
 ※原則、請求した月の翌月分からの支払いとなりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

コロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれている人への支援措置として、給付金が支給されます。

対象者は次のとおりです。

- ① 世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。対象世帯には、準備が整い次第お知らせと確認書を送付します。
- ② 令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯)。給付金を受け取るためには申請が必要です。

○ どちらも1世帯当たり10万円が支給されますが、①と②を重複して受給することはできません。

○ 既に本給付金の対象となった世帯およびその世帯主であった人を含む世帯は支給対象ではありません。

なお、支給要件や必要な手続きなどの詳細は決まり次第お知らせします。

☎ 臨時給付金対策室
 21・3666

優良危険物取扱者知事表彰



は がしやうじ
芳賀省次さん
 (野田コンストラクション株式会社)

岡山県危険物安全協会連合会会長表彰

優良危険物取扱者



もりかみひろしげ
森上廣茂さん
 (備北興業株式会社)

優良危険物関係事業所



ごとうあきとも
五島章友さん
 (有限会社土屋商店)

5月の火災・救急件数

火災 2件(前月から4件減)

救急 150件(前月から5件減)

☎ 消防本部予防課 ☎21・0121

短歌

石垣の穴のすみが微笑みて朝の散歩に楽しみくれる

平川麗子さん(成羽町小泉)